

申告は、正しくお早めに！

確定申告

2月16日▶3月15日

土・日は除く

所得税

所得税は、個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる国と地方の税金です。

確定申告が必要な方

事業所得や不動産所得のあった方、公的年金を受給していた方、土地や建物を売った方などのうち、平成15年中の所得が所得控除

の合計額を超えた方
サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、また、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

年収2000万円以下で年末調整を受けた方が、医療費控除や住宅借入金等特別控除（最初の年のみ）などの適用を受けようとする方なお、土地や建物などを売った方は申告書Bと分離課税用の別表などで申告をすることとなります。

確定申告に必要なもの

印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）

申告書

社会保険料、生命保険料、損害保険料などの控除証明書

給与所得者、年金受給者の方は源泉徴収票

営業、農業、その他の事業をしている方は、収支内訳書（平成14年分の収支内訳書の控もあわせてお持ちください）

固定資産税課税明細書（平成15年5月に送付したもの）

医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの

通帳など本人名義の口座番号がわかるもの

申告書は自分で記入を
申告書の書き方は、むずかしいものではありません。税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。

市県民税

市県民税は、個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる県と市の税金です

申告書は自分で記入を

申告書の書き方は、むずかしいものではありません。税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。

なお、確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのは、それぞれの収入状況などによつても違います。わからない方は、お気軽に税務課までお問い合わせください。

無料相談をご利用ください

農業・営業（大工、日雇い、不動産、外交員など）・資産の譲渡（土地や建物を売られた方、贈与、相続）の各相談日の利用や、早めの申告にご協力ください。また、税理士による無料相談を2月23日（月）～25日（水）行います。お気軽にご相談ください。

その他の申告について

平成16年1月1日現在、田原市に住所があり、次に該当する方です。
事業収入・給与・年金収入などのある方

どなたの扶養にもなつていらない方
収入は無いが国民健康保険に加入している方
ただし、確定申告をされる方は必要ありません。

市県民税の申告

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告しないと、国民健康保険税で、軽減・減免を受けられない場合や、市営住宅、融資、児童手当、保育園などに必要な所得証明書などが発行されません。

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつていることがあります。
申告すると税金が戻る場合

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつていることがあります。
医療費を多く支払った場合（医療費控除）

マイホームを住宅ローンなどで取得した場合（住宅借入金等特別控除）